

社会保険等未加入対策に関する Q&A

【建設業者向け】

Q 1 社会保険等とは何か。

A 1 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。

Q 2 社会保険等の未加入業者とは何か。

A 2 ○健康保険法第 48 条の規定による届け出の義務

○厚生年金保険法第 27 条の規定による届け出の義務

○雇用保険法第 7 条の規定による届け出の義務

以上の届け出の義務がある事業所にもかかわらず、届け出を行っていない事業所をいいます。

Q 3 対象となるのはどのような工事か。

A 3 平成 29 年 6 月 1 日以降に本市と請負契約を締結する工事のうち、下請契約総額が 4, 000 万円以上（建築工事の場合は 6, 000 万円以上）の工事が対象です。

Q 4 違反の対象となる契約はどのような契約か。

A 4 元請業者が、建設業許可を有する社会保険等未加入業者と締結した一次下請契約が対象となります。

Q 5 社会保険等に加入しているか否かは、どのように確認するのか。

A 5 建設業法等により、元請業者が発注者に提出することとなっている施工体制台帳により確認します。「一次下請負人である○○に関する事項」中の「社会保険等の加入状況」欄について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてが「加入」又は「適用除外」となっているかを確認します。

Q 6 社会保険等の加入が、適用除外となる業者との契約もペナルティの対象となるのか。

A 6 社会保険等の加入が義務づけられていない（適用除外となる）業者との契約については、ペナルティの対象となりません。

Q 7 社会保険等への加入が適用除外となる業者の条件は何か。

A 7 詳しくは、年金事務所やハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省等の HP により確認をお願いします。

(適用除外の一例)

健康保険及び厚生年金保険については、一人親方や常時雇用の従業員が 5 人未満である個人事業所は、加入義務はないので適用除外に該当します。

また、健康保険について、法人事業所や従業員が 5 人以上の個人事業所の場合でも国保組合（建設産業国保組合等）からの継続加入としてすでに年金事務所から健康保険適用除外の承認を受けている場合は、適用除外に該当します。

雇用保険については、通常従業員が一人でもいれば適用されますが、従業員全員が 65 歳に達した日以降に新たに雇用した場合等は、適用除外に該当します。

Q 8 事業所としての社会保険等の加入状況を確認するのか、それとも個々の労働者の加入状況を確認するのか。

A 8 今回の取り組みは、健康保険法・厚生年金保険法・雇用保険法に基づき、加入義務のある事業所が加入していることを確認するものであり、個々の労働者まで確認を行うものではありません。

なお、個々の労働者も各保険に加入義務がある者については、適切に加入する必要があります。

Q 9 一次下請負業者が、建設業許可を有しない場合においても、その者との契約が禁止されるか。

A 9 本市では、「建設業許可を有する未加入業者と一次下請契約を行うことを禁止」することとしています。建設業許可を有しない未加入業者との下請契約は禁止事項ではありませんが、元請け業者においては、建設産業の持続的発展に必要な人材の確保等の観点から、加入指導をお願いします。

Q 10 今回の未加入対策には”警備会社”も含まれるのか。

A 10 今回の未加入対策については、建設業者を対象としています。警備業務や運搬業務、資材搬入や調査業務などにかかる者については、対象となりません。

Q 11 工事を行うにあたり、社会保険等に未加入の下請負人でなければ施工できない場合は、その未加入である建設業者と一次下請契約を締結しても良いか。

A 11 国土交通省において、発注者が「特別な事情」を有すると認めた場合であれば、

発注者が指定する期間（概ね 30 日間）以内に社会保険等に加入することを条件に下請契約を結ぶことを認めています。従って、当該建設業者は最終的には社会保険等に加入することとなります。

Q 1 2 一次下請けとなる建設業者が社会保険等に加入しているかどうかは、どのように確認を行えば良いか。

A 1 2 社会保険等に加入しているかの確認方法の一例として下記の方法があります。
（確認方法の一例）

- ・有効期間内にある経営規模等評価結果通知書
「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」が、「有」又は「除外」となっていること
- ・健康保険又は厚生年金保険
「領収証書」、「社会保険料納入証明（申請）書」
「資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
「健康保険・厚生年金保険新規適用届」（年金事務所の受付印のあるもの）
- ・雇用保険
「領収済通知書」及び「労働保険 概算・確定保険料申告書」
「雇用保険被保険者資格取得等通知書（事業主通知用）」
「雇用保険適用事業所設置届」（ハローワークの受付印のあるもの）

Q 1 3 指名停止の期間はどれくらいか。

A 1 3 吉野川市建設業指名停止措置要綱の別表第3の「契約違反」に該当し、1月以上4月以内の範囲で個別に判断することになります。

Q 1 4 下請業者が未加入の場合、当該下請業者に対するペナルティはないのか。

A 1 4 下請業者が未加入であることを確認した場合は、その旨を建設業許可行政庁に通報することとしておりますが、契約の直接の相手方ではないことから、当該下請業者に対するペナルティはありません。

Q 1 5 施工体制台帳等の記載が虚偽でないことの確認はどう行うのか。

A 1 5 施工体制台帳等は、建設業法により作成が義務付けられているものであり、記載内容は当然に真正なものであると考えています。

万が一虚偽の記載があった場合は、監督処分の対象となります。

Q 16 二次以降の下請契約においても、社会保険等に未加入である業者との契約が禁止されるのか。

A 16 本市では、元請業者が直接締結する下請契約について、社会保険等未加入業者との契約を禁止しております。

したがって、二次以降の未加入業者との下請契約については、禁止事項ではありませんが、元請業者においては、建設産業の持続的発展に必要な人材確保等の観点から加入指導をお願いします。

なお、二次以降の下請業者が未加入であることを確認した場合は、発注者からその旨を建設業許可行政庁に通報することとしております。